

## ふるさと信州・<sup>わ</sup>環の住まい助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、環境や地域の特性を踏まえた良質な木造住宅の整備を促進し、県民の豊かな住環境の実現、地球温暖化防止への寄与並びに県内の住宅産業の活性化及び技術の向上を図るため、「ふるさと信州・環の住まい基本指針（平成21年2月3日長野県策定）」に沿った住宅の取得に際し、予算の範囲内において、ふるさと信州・環の住まい助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 助成金の交付を受けることができる者は、自ら居住するため、県内において、助成対象住宅を新築し又は購入する者とする。

(助成対象住宅)

第3 助成金の交付の対象となる住宅は、申請の区分毎に次に掲げるとおりとする。

(1) 基本型

別表に掲げる選定基準Ⅰに適合する住宅

(2) 低炭素認定型

別表に掲げる選定基準Ⅱに適合する住宅

(助成金の額)

第4 助成金の額は、申請の区分毎に次に掲げるとおりとする。

(1) 基本型 50万円

(2) 低炭素認定型 80万円

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する交付の申請は、ふるさと信州・環の住まい助成金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 事業の完了時期に応じた交付の申請期間及びその期間の受理件数は、別に定める。

(交付の申請の取下げ)

第6 補助事業者等は、事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は別に定める日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、ふるさと信州・環の住まい助成金交付申請取下書（様式第2号）により、速やかに知事に申請の取下げをするものとする。

(実績報告の様式)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告は、ふるさと信州・環の住まい助成金実績報告書（様式第3号）によるものとする。

(助成金の交付請求)

第8 額の確定を受けた補助事業者等は、ふるさと信州・環の住まい助成金交付請求書（様式第4号）により、知事に助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた知事は、補助事業者等が指定する口座へ速やかに助成金を振り込むものとする。

(書類の経由)

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、申請に係る住宅の所在地を管轄する地方事務所長を経由するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から適用する。

この要綱は、平成23年4月15日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

## 選 定 基 準

### I 基本型の選定基準

次に掲げる各項のいずれも満たすものであること。

1 次の基準のいずれにも適合する住宅であること。

(1) 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）が75㎡以上280㎡以下のものであること。

(2) CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「 $Q_H1.1.1.1$  断熱・気密性能の確保」におけるレベル5を満たすこと。

(3) 工事に使用する県産木材（信州木材認証製品センターによる認証を受けた材及び知事が別に定める要件を満たす同等の材をいう。以下同じ。）が、総使用量12㎡以上であり、かつ、工法の区分毎に次に掲げる要件を満たすこと。

ア 土台、柱、壁、小屋組及び横架材等を木造とした軸組み工法 工事で使用する木材の50%以上又は延べ面積1㎡あたり0.1㎡以上

イ ア以外の工法 工事で使用する木材の50%以上かつ延べ面積1㎡あたり0.1㎡以上

(4) CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「 $Q_H2.1.1$  躯体」におけるレベル4を満たすこと。

(5) CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「 $Q_H2.3.2$  バリアフリー対応」におけるレベル4を満たすこと。

(6) CASBEE-すまい（戸建）によるランクが、A以上であること。

(7) 次のアからキまでに掲げる基準のうち、いずれか3つ以上に適合するものであること。

ア 熱損失係数が、地域の区分ごとに、それぞれ次に掲げる値以下であること。

(ア) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等および特定建築物の所有者の判断基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）の別表第1（以下「別表第1」という。）に掲げる地域の区分Ⅱ 1.5 W/(㎡・K)

(イ) 別表第1に掲げる地域の区分Ⅲ 1.9 W/(㎡・K)

(ウ) 別表第1に掲げる地域の区分Ⅳ 2.1 W/(㎡・K)

イ CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「 $L R_H3.1$  地球温暖化への配慮」におけるレベル5を満たすこと。

ウ 次に掲げるいずれかの自然エネルギー活用システムを設置すること。

(ア) 蓄熱体等を用いて太陽エネルギーを有効に利用することにより、暖房等に使用するエネルギーを低減するシステム

(イ) システム容量 3KW以上の太陽光発電システム

(ウ) 集熱面積 4㎡以上の太陽熱利用給湯システム

エ 工事に使用する県産木材が、総使用量17㎡以上であり、かつ、工法の区分毎に次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 土台、柱、壁、小屋組及び横架材等を木造とした軸組み工法 工事で使用する木材の70%以上又は延べ面積1㎡あたり0.14㎡以上

(イ) (ア)以外の工法 工事で使用する木材の70%以上かつ延べ面積1㎡あたり0.14㎡以上

オ 薪ストーブ、木質ペレットストーブ等の木質バイオマスエネルギーを利用する機器を、主たる暖房器具として設置すること。

カ 次に掲げるいずれの要件も満たすこと。

(ア) 住宅の基本情報（設計図書、施工記録、仕様等）および建物の維持管理履歴が管理され、住宅に不具合が生じた際に追跡調査できる体制があること。

(イ) CASBEE-すまい（戸建）の採点基準「 $Q_H$ 2.2.1 維持管理のしやすさ」におけるレベル3を満たすこと。

キ 次のいずれかの克雪仕様とすること。

(ア) 屋根に電熱、温水、温風、ヒートパイプ等による融雪装置を設置すること。

(イ) 屋根の構造、勾配等により自然に落雪させ、敷地内に落雪スペース等を設置すること。

2 ふるさと信州・環の住まい認定要綱（平成22年2月26日21住第451号）第2に規定する認定を受けるものであること。

3 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ居住の用に供したことがない住宅（2の認定の日から起算して1年を経過したものを除く。））であること。

4 県内に主たる事務所を置く者又は知事が別に定める要件を満たす者が施工するものであること。

## II 低炭素認定型の選定基準

次に掲げる各項のいずれも満たすものであること。

1 Iの基本型の選定基準に適合する住宅であること。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定した住宅であること。